

地方交付税法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

目次

一	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（第一条関係）	1
二	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（第二条関係）	7
三	地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（第三条関係）	11

地方交付税法等の一部を改正する法律新旧対照条文

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部改正（第一条関係）

（傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（令和二年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第五号までに掲げる額の合算額に三千五百億円を加算した額から第六号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千六百八十七億円</p> <p>三 令和二年度における交付税の総額を確保するため前二号に掲げる額の</p>	<p>附則</p> <p>（令和二年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 令和二年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に三千五百億円を加算した額から第四号から第六号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に対して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための三千四百二十三億四千九百一万二千円を加算した額とする。</p> <p>一 第六条第二項の規定により算定した額</p> <p>二 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」という。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和二年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千六百八十七億円</p>

合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額
八千六百五十一億千八百五十万円

四| 令和二年度における交付税の総額を確保するため第一号及び第二号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち前号に掲げる額以外の額 一兆七千六百八十八億千八百五十万円

五| 令和二年度における借入金の額に相当する額 三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円

六| 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円

七| 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百七十一億円

八| 第五号に掲げる額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額を控除した額に相当する額 二千五百億円

九| 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和二年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（令和三年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 略

2

三| 令和二年度における借入金の額に相当する額 三十兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円

四| 令和元年度における借入金の額に相当する額 三十一兆二千二百二十二億九千五百四十万八千円

五| 令和二年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 七百七十一億円

六| 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和二年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千三百五十四億八千四百四十万円

（令和三年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

第四条の二 令和三年度以降の各年度分の交付税の総額は、当分の間、第六条第二項の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

2 令和三年度から令和三十四年度までの各年度に限り、当該各年度分とし

3 令和三年度分の交付税の総額は、前項の規定による額に前条第八号に掲げる額を加算した額とする。

4 令和三年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、令和三年度にあつては第二項の規定による額に同年度において前項の規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる同年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、令和四年度から令和十四年度までの各年度にあつては第二項の規定による額に同表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円

て交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

- 一 当該各年度における借入金に相当する額
- 二 当該各年度の前年度における借入金に相当する額
- 三 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度分の交付税の総額は、前項

の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に应ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とする。

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円

令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

5 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額、旧法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額及び前条第四号に掲げる額に相当する額を令和三年度から令和二十六年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和三年度にあつては前項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千元を、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千元を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千六百十六億八百二十七万六千元を、令和十三年及び令和十四年度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千元を、令和十五年度から令和二十五年度までの各年度にあつては第二項の

令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

4 | 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第五号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額及び旧法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額を令和三年度から令和十二年までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和三年度にあつては前項の規定による額から三千四億四千二百四十八万二千元を、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千元を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定による額から千六百三十三億四千五十八万二千元

規定による額から九百八十二億六千七百六十九万四千円を、令和二十六年
度にあつては同項の規定による額から九百八十二億六千七百七十万二千円
をそれぞれ減額した額とする。

6 | 略

7 | 略

(令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み
、交付税の総額の確保を図る必要があるときは、当該各年度分の交付
税の総額については、前条第五項の規定による額に、一般会計から交付税
及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財
政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 | 略

をそれぞれ減額した額とする。

5 | 令和四年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総
額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する
当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであった額を超えて交付
された額のうち、平成二十八年度において交付すべきであった額を超えて
交付された額である二千二百四十五億八千六百万円について、令和四年度
から令和八年度までの各年度における同項に規定する合算額から四百四十
九億七千七百二十万円をそれぞれ減額する。

6 | 第二項第一号及び第二号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第
四條第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各
年度の前年度の予算で定める額とする。

(令和三年度及び令和四年度における臨時財政対策のための特例加算)

第四条の三 令和三年度及び令和四年度において、地方財政の状況等に鑑み
、交付税の総額の確保を図る必要があるときは、当該各年度分の交付
税の総額については、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税
及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財
政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 | 前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三條の五
の二第一項に規定する地方債(第一号において「臨時財政対策債」とい
う。)で令和三年度及び令和四年度において総務大臣又は都道府県知事が
発行について同意又は許可をするもの(発行について同法第五條の三第六

項の規定による届出がされるものうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十八号(1)から(8)までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る当該各年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

改正案

現行

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和二年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円を、令和三年度から令和六年度までの各年度にあつては三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円
令和六年度	九千億円

附則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 交付税特別会計において、令和二年度から令和三十三年度までの各年度において、地方交付税交付金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、令和二年度にあつては三十兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円を、令和三年度から令和六年度までの各年度にあつては三十兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円 から次の表の上欄に掲げる当該年度までの各年度に應ずる同表の下欄に定める額を順次控除して得た金額を、令和七年度から令和三十三年度までの各年度にあつては二十七兆七千二百二十二億九千五百四十万八千円 から毎年度一兆円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

年 度	控 除 額
令和三年度	六千億円
令和四年度	七千億円
令和五年度	八千億円
令和六年度	九千億円

2・3 略

2 前項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の額の特例)

第九条 令和二年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号から第四号までに掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第九号に掲げる額を減額した額とする。

2 略

3 令和三年度から令和二十六年までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、令和三年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、令和十五年度から令和二十五年までの各年度にあつては同項の規定により算定した額から同号に掲げる額を減額した額とし、令和二十六年にあつては同項の規定により算定した額

3 第一項の規定による借入金の利子の支払に充てるために必要がある場合には、第六条の規定にかかわらず、予算で定める金額を限り、一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計における一般会計からの繰入金の特例)

第九条 令和二年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第二号に掲げる額を加算した額に二千五百億円を加算した額から同条第六号に掲げる額を減額した額とする。

2 令和三年度以降の各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、当分の間、同条の規定により算定した額に百五十四億円を加算した額とする。

3 令和三年度から令和十四年度までの各年度における第二十四条の規定による一般会計からの繰入金額は、令和三年度にあつては前項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号に掲げる額を減額した額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、令和十三年度及び令和十四年度にあつては同項の規定により算定した額に第一号に掲げる額を加算した額とする。

から第六号に掲げる額を減額した額とする。

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額 三千四億四千二百四十八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千六百三十六億八百二十七万六千円

一 次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額

年 度	金 額
令和三年度	二千九十二億円
令和四年度	千六百五十六億円
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	百三十四億円
令和十年度	四十一億円
令和十一年度	十四億円
令和十二年度	七億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

二 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和三年度分の交付税の総額から減額する金額 三千四億四千二百四十八万二千円

三 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和四年度から令和八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 二千四百六十億七千七百八万二千円

四 地方交付税法附則第四条の二第四項の規定により令和九年度から令和十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千六百三十六億四千五十八万二千円

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和十三年度から令和二十五年までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十二億六千七百六十九万四千円

六 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により令和二十六年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十二億六千七百七十万二千円

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成九年度における地方債の特例）</p> <p>第三十三条の四 地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条、第三十三条の五の九及び第三十三条の五の十三において同じ。）の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等改正法附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p> <p style="text-align: center;">（地方税法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）</p> <p style="text-align: center;">第三十三条の五の十二 略</p> <p style="text-align: center;">（令和二年度における地方消費税等の減収に伴う地方債の特例）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成九年度における地方債の特例）</p> <p>第三十三条の四 地方公共団体は、平成九年度に限り、当該地方公共団体の同年度の地方消費税又は地方消費税交付金（地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条及び第三十三条の五の九 <u>において</u> 同じ。）の収入見込額及び消費譲与税相当額（地方税法等改正法附則第十四条第一項の規定により同年度に譲与される廃止前の消費譲与税に相当する額をいう。以下この条において同じ。）の収入見込額の合算額が当該地方公共団体の平成十年度以降の各年度の地方消費税又は地方消費税交付金の収入見込額に比して過少であることにより財政の安定が損なわれることのないよう、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。</p> <p style="text-align: center;">2 略</p> <p style="text-align: center;">（地方税法附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予等に伴う地方債の特例）</p> <p style="text-align: center;">第三十三条の五の十二 略</p>

第三十三条の五の十三 地方公共団体は、令和二年度に限り、都道府県にあ

つては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に
対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金、地方揮発油譲与
税及び航空機燃料譲与税の減収により、市町村にあつては市町村たばこ税
、地方消費税交付金、同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に
対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金、同法第百四十四
条の六十第一項の規定により道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第七
条第三項に規定する指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る
交付金、地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収により、第五条た
だし書の規定により地方債を起こしても、なお適正な財政運営を行うにつ
き必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、その不足額に
充てるため、同条の規定にかかわらず、当該不足を生ずると認められる額
として総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内で、地方債を起
こすことができる。